

地域金融に有益な包括担保法制と行動立法学

—本業支援に必要な事業性評価の応用と債権の本質を考える—

追手門学院大学 経営学部 教授・経営学部長

水野 浩見

一 はじめに—地域金融機関が目指す方向性とは—

コロナ禍の影響により、金融機関は従来のあり方から変化を余儀なくされ、新しいビジネスモデルを構築するなど、存在価値を変容しなければならぬ時代となった。コロナ禍当初は、通称ゼロゼロ融資(実質無利子・無担保融資)の推進や既往債務の条件変更などを積極的に行うことで金融機関として各地域で存在感を示し、債務者たる企業をサポートしてきた。しかし、資金による支援だけでは、企業

に対する小手先の延命措置にすぎず、企業が抱える問題の根本的な解消・改善にはつながらない。今後は「資金繰り支援」から資本性資金等も活用した「企業の経営改善・事業再生支援」に主たる取り組みをシフトし、企業を地盤から支える存在として金融機関は価値を創出しなければならぬ。この点は、金融行政方針にも明記されており、金融機関はコロナ禍を踏まえた経営のあり方について事業再構築・再生等を含めて、どのような選択肢が最適か、事業者としっかり対話を行い、実効的な支援策を講じることが金融庁は

求めている(注1)。

また、金融庁は、金融機関が地域経済の再生や地域・企業の持続可能な成長に貢献できる事業に注力できるよう環境整備にも着手し始めている。銀行の子会社や兄弟会社の業務範囲に関する規制の見直しや、銀行グループによる一般事業会社への出資に関する規制見直しの検討が行われている(注2)。さらに、金融行政方針で謳っていた「金融機関が借り手を全面的に支えられる包括担保法制等を含む融資・再生実務の検討」についても「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」

を発足させ、事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような包括担保法制等について具体的な検討に入っている(注3)。これらの動きから、地域金融機関に対する期待の高まりと、地域金融機関をより地域に根ざした確固たる存在とすべく、金融庁が本腰を入れて取り組んでいる様子がうかがえることは明らかだろう。

今般のコロナ禍という未曾有の事態において、地域金融機関は事業者のためにリスクを取り、迅速かつ適切な支援を行うことが強く求められた。そのニーズに応え、選ばれ続けるた

めには企業（事業者）と日頃から緊密な関係を築き、事業実態を正確に把握し、有事に最も寄り添った支援や施策を打てるよう、その準備にもなる事業性評価の重要性が再認識されたといえる。コロナ禍とは関係なく、担保や保証に頼りすぎない事業性評価に基づく融資については以前より課題ではあった。これからの金融機関（特に地域金融機関）は、取引先の事業を支える本業支援が主軸となっていくことを考えると、新しいビジネスモデルへの対応力を鍛える必要が出てくる。現在検討されている包括担保法制の担保価値は、債務者の個別資産の清算価値ではなく、事業の継続価値にある、と理解することが重要であり、それを理解し、実務で活用するレベルに深めるためには金融機関職員個人の事業性評価に係るスキル向上が必須である。本稿では、地域金融にとって有益な包括担保法制への理解ならびに行動立法学に基づく考え方の必要性について論じていく。

二 良質な債権の考え方と金融検査マニュアル廃止の影響

1 債権の本質と良質な債権

これまで金融実務の現場では、保全率が高い債権が良質な債権として評価されてきた。実際に心当たりがある実務担当者は多いのではないだろうか。これからの良質な債権とは、回収率や保全率が高い債権ではなく、債権者（金融機関）が債務者（企業や事業者）の将来性を「正しく」評価できている債権である、と考えていただきたい。民法界の泰斗である我妻栄博士は債権の本質について「債権者と債務者との間には、単に一個の現実の債権が存在するだけでなく、これを包容する一個の債権関係が存在するとみるべきものである。このことは、契約から生ずる債権において特に顕著である。すなわち、契約から生ずる債権者・債務者の関係をみると、あるいは当事者が相互に債権債務を有し、あるいはその債権内容は将来の進展におい

て多くの具体的な債権を発生させるものである。しかも、両者の関係は、単にこれらの債権債務の総和に尽きるのではなく、これに伴う多くの機能と義務を包含し、それ以上に、当該契約によって企図された共同の目的に向かつて互いに協力すべき緊密な、いわば一個の有機的な関係を構成する。然し、契約以外の原因によって発生する債権においても、本体たる債権に附属的な機能や義務の伴うことは決して絶無でないのみならず、当該債権発生を目的を達成させるために、両当事者がその債権の内容たる給付の実現に向かつて協力すべき関係に立つということができる」（注4）と論じている。

債権者である金融機関と債務者である企業等は、債権の給付の実現、すなわち円滑に弁済できる経営状態に導くことに對して協力関係にあることが「債権の本質」である。債権の本質に立ち返って、まず金融機関がなすべき行動とは、事業者との対話を深め、ときには企業の行動変容を促す提言を行うことができるほど深く深く事業を理解することである。理解が深まることで協力関係が成り立ち、正確に把握した事業の将来性を案じた融資ができれば、それこそ事業性評価に基づく本質的な支援となる。「良質な債権」とはここまでできて初めて呼ぶことができる。

これまで見てきた「債権」とはまったく違った景色に見えるようであれば、これを機に「債権」に対する考え方をあらため、真の伴走支援といえる行動に転換することをおすすめする。

2 金融検査マニュアル廃止と事業性評価

金融機関の実務に多大なる影響を及ぼしていた金融検査マニュアルが令和元年12月に廃止された。金融検査マニュアルは債権の償却・引当の判断基準を細かく定めたもので、特に金融検査マニュアル「別表」（以下、「別表」という）には、融資先の区分や引当の基準が規定されており、金融機関は「別表」の基準に則り画一的な償却・引当を行わなければならないかった。

今月の解説

アクアビジネス（養殖漁業）に対する 金融機関による投融資に関する 法的考察—その2

西村あさひ法律事務所

弁護士

杉山 泰成

弁護士

松本 直己

弁護士

鈴木 健也

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下、「投資円滑化法」という）の一部を改正する法律（以下、「改正法」という）が本年4月28日に公布され、養殖事業に対する新しい資金調達方法が認められるようになるなど、養殖事業の活性化について法制面での支援も始まっている。本号においては、養殖事業に対する金融機関による投融資の方法とその法的特色について、投資円滑化法の改正内容にも触れつつ概説のうえ、現行法上組成可能なスキームについて検討する。

一 養殖事業に対する ファイナンス供与の 手法

1 投融資の方法（デット・ ファイナンスかエクイ ティ・ファイナンスか）

一般に金融機関による投融資の方法にはデット・ファイナンス（借入や社債など負債による資金調達）とエクイティ・ファイナンス（株式の発行や組合出資などによる資金調達）の2種

類の方法が挙げられる。

投資円滑化法はエクイティ・ファイナンスを主な対象とするが、改正後投資円滑化法においては、漁業が同法の対象に追加されており、施行は公布の日から6月を越えない範囲内において政令で定める日とされている（改正法附則1条）。改正前の投資円滑化法では農業法人に対して出資および経営指導を行うことについて農林水産大臣から承認を受けた株式会社（以下、「承認会社」という）または投資有限責任組合（以下、「承認組合」という）は、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが認められており（投資円滑化法8条）、また民間金融機関はこの承認会社または承認組合に対する出資を通じて、投資リスクを分散しつつ農業法人に出資することが可能であった。改正法によって、新たに法律の目的に漁業の事業者に対する投資の円滑化を図ることが追加されるとともに（改正後投資円滑化法1条）、承認会社または承認組合の出資対象に農業法人が追加された（改正後投資円